

第三次 筑紫野市財政計画

～「自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさと ちくしの」の実現に向けて～

(令和2年度～令和5年度)

令和2年3月

目 次

1. はじめに	1
(1) 策定の趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
2. 本市をとりまく状況	
(1) 国の状況	2
(2) 人口推計	2
(3) 財政の状況	4
3. 財政推計	
(1) 財政推計	9
(2) 財政の見通し	10
4. 財政計画	
(1) 基本方針	12
(2) 計画期間	12
(3) 目標	12
(4) 実施計画	13
筑紫野市の財政運営について	
九州大学経済学府 村藤功 教授	17

1. はじめに

(1) 策定の趣旨

本市では、財政健全化のため、平成 16 年度に「筑紫野市財政健全化計画(平成 17 年度から平成 21 年度)」を策定し、基金残高の増加、地方債残高の減少など、一定の成果を上げることができた。さらに、「筑紫野市財政計画(平成 23 年度から平成 27 年度)」、「第二次 筑紫野市財政計画(平成 28 年度から令和元年度)」を策定し、持続可能な財政基盤の構築・維持に努めた。その結果、長年の懸案であった市庁舎建設事業を完了した後においても、健全な財政を維持することができた。

一方で、本市は、少子高齢化の進行、災害への備え、公共施設の更新・改修など様々な変化や課題に備える必要がある。

このような状況下においても、安心して子どもを生み育てることができ、誰もが生きがいを持ちつつ、安全安心に暮らすことができるまちづくりを行うことは、市としての責務であり、その実現のためには、健全な財政基盤を維持する必要がある。

本財政計画は、市の目指す将来都市像「自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさと ちくしの」の実現のため、健全な財政基盤を維持することを目的として、策定するものである。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、総合計画の下位計画として、健全財政維持のための基本方針及び目標を示すものとする。

2. 本市をとりまく状況

(1) 国の状況

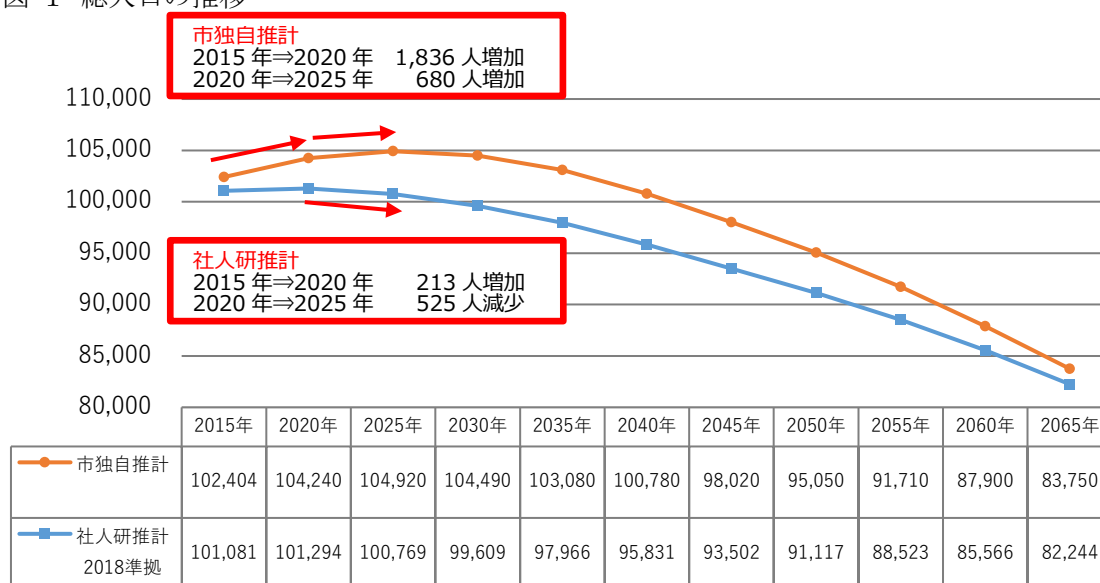
令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」によると、日本経済の課題について、「人口減少・少子高齢化の進行、第4次産業革命の到来、生産性と成長力の伸び悩み、世界的なデジタル化の流れ、通商問題・保護主義の台頭、エネルギー・環境制約の高まり、地方経済の活性化、大規模自然災害の頻発、社会保障と財政の持続可能性など、我が国が直面する大きな変化や喫緊の課題は、枚挙に暇がない。特に、これまで世界的にも経験したことがない、人口減少や少子高齢化の急速な進展は、我が国経済が直面する最大の壁となっている。」と指摘している。また、国際経済が日本の経済に与える影響について、「中国経済の減速等を背景に輸出や生産が弱含んでおり、先行きについても、米中貿易摩擦の激化など通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行きなどの下方リスクにはしっかり目配りする必要がある。」としており、日本の経済状況は依然として予断を許さない状況が続いている。

(2) 人口推計

① 総人口の推計

総合計画における総人口の推計は図-1のとおりである。国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が発表した人口推計では2020年(令和2年)から2025年(令和7年)にかけて、人口が減少すると見込まれている。また、市独自の人口推計においても、2020年(令和2年)から2025年(令和7年)にかけて、人口はわずかに増加するものの以前のような人口の伸びはみられないという結果になっている。

■ 図-1 総人口の推移



※人口推計のグラフ、表は第六次筑紫野市総合計画より引用

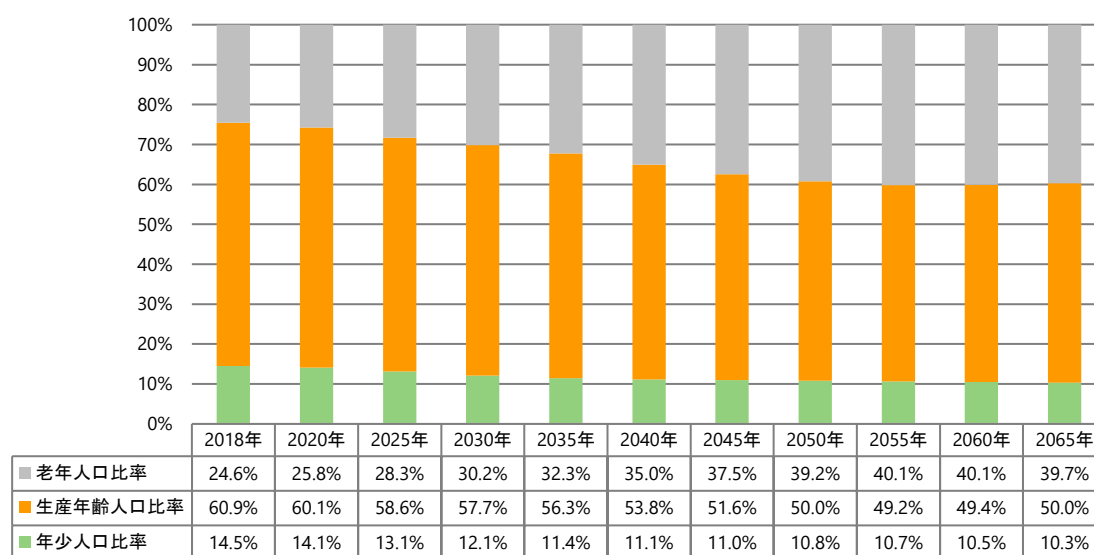
② 年齢階層別人口構成比の推移

市独自推計結果における年齢階層別人口構成比の推移は図-2のとおりである。

2020年(令和2年)から2025年(令和7年)にかけて、年少人口(15歳未満)は1ポイント減少、生産年齢人口(15～64歳)は1.5ポイント減少し、老年人口(65歳以上)は2.5ポイント増加する見込みとなっている。

このことから、本市においても、働き手の減少と少子高齢化が進むことが予測される。

■ 図-2 年齢階層別人口構成比の推移



※人口推計のグラフ、表は第六次筑紫野市総合計画より引用

(3) 財政の状況

① 財政指標

平成29年度における普通会計決算の主な財政指標は次のとおりである。類似団体、福岡県内の政令市を除く26市及び本市を除く筑紫地区3市の平均と比較すると、多くの指標が同程度、もしくは良い結果となっており、本市の財政は健全な状態であると言える。

実質公債費比率は類似団体や筑紫地区3市の平均と比較すると若干高い水準となっている。

■ 市町村財政比較分析表（平成29年度普通会計決算）

平成29年度	単位	筑紫野市	類似団体 内平均	政令市を除く 県下26市平均	筑紫地区 3市平均
財政力指数		0.78	0.79	0.56	0.74
経常収支比率	%	87.8	93.7	93.2	89.4
将来負担比率	%	－	25.1	19.9	－
実質公債費比率	%	5.5	4.7	6.4	0.9
人口1人当たり積立金 現在高	円	109,485	84,840	172,517	104,097
人口1人当たり地方債 現在高	円	259,911	320,703	383,362	266,946

※平成29年度時点：春日市・大野城市・太宰府市

○用語解説

財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値（過去３年間の平均値）です。数値が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。数値が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。
将来負担比率	地方公共団体が発行した地方債残高のうち普通会計が負担することになるもののみならず、地方公社等の負債も含め、年度末時点での地方公共団体にとっての将来負担の程度を把握する指標で、早期健全化基準の350.0%を超えないことが望ましいとされています。なお、充当可能な財源が将来負担額を上回る場合は実質的な将来負担額がないため「－」で表記しています。
実質公債費比率	地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費が標準財政規模に比べてどの程度の負担となるのかを把握する指標で、早期健全化基準の25.0%を超えないことが望ましいとされています。
人口1人当たり 積立金現在高	1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口をもとに人口1人当たりの基金積立金の現在高を算出したものです
人口1人当たり 地方債現在高	1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口をもとに人口1人当たりの地方債の現在高を算出したものです。

② 歳入と歳出の状況

本市の財政の特徴を把握するため、歳入及び歳出の分析を行った。

【歳入の分析】

歳入の過去10年間の推移は、図-3のとおりである。

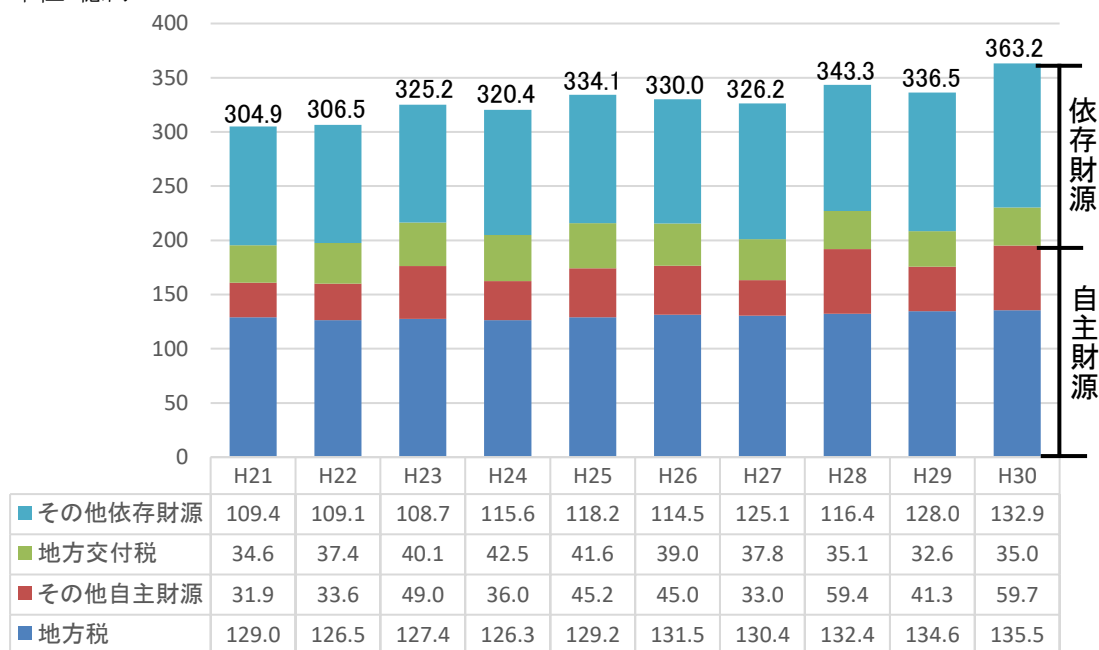
地方税は増加傾向にあり、平成21年度には約 129 億円となっていたが、平成30年度には約 136 億円にまで増加しており、約 7 億円の増加となっている。地方交付税は、平成24年度は約 43 億円となっているが、国の施策の影響などにより減少し、平成30年度には約 35 億円となっている。

歳入全体の傾向としては、減少する地方交付税を、地方税などの自主財源を確保することにより補ってきたことが分かる。

また、平成21年度における自主財源と依存財源の比率は、自主財源が 52.8%、依存財源が 47.2%となっており、自主財源が依存財源を上回っている状況となっている。平成22年度以降も、この傾向は継続され、平成30年度においても、自主財源が 53.8%、依存財源が 46.2%となっている。

■図-3 歳入の推移

単位：億円



○用語解説

自主財源	地方公共団体が自主的に収入できる財源です。 地方税、分担金および負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金および諸収入が該当します。
依存財源	国や県により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入です。 地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税および地方債などが含まれます。

【歳出の分析】

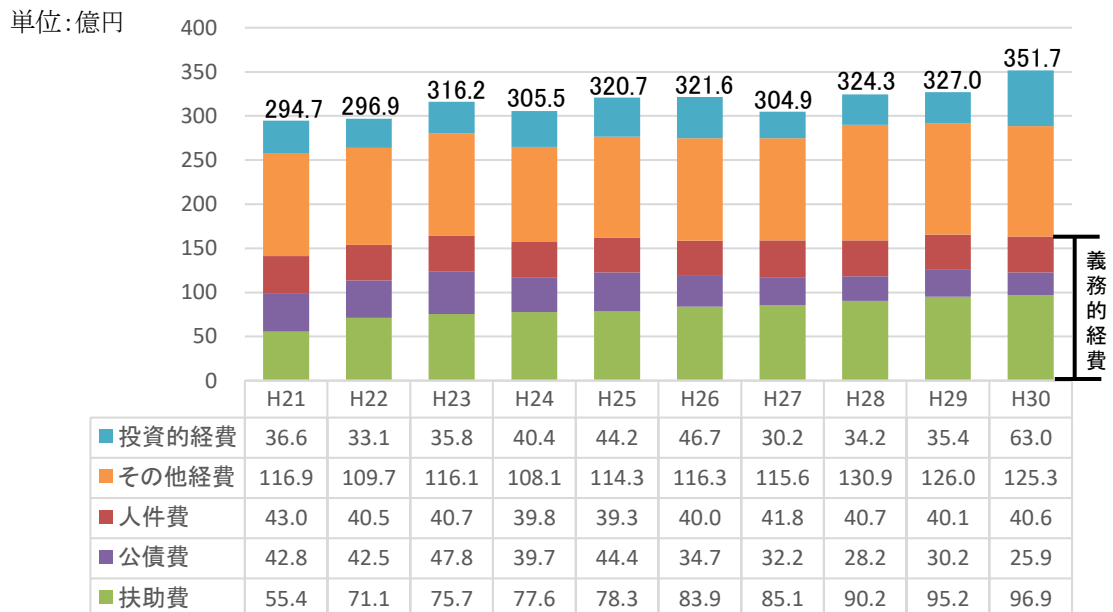
歳出の過去10年間の推移は、図-4のとおりである。

扶助費は増加傾向にあり、平成21年度には約 55 億円となっていたが、平成30年度には約 97 億円にまで増加しており、約 42 億円の大幅な増加となった。公債費は、財政の健全化に取り組んだ結果、大きく減少しており、平成21年度と平成30年度を比較すると約 17 億円減少している。

歳出全体の傾向としては、増加する扶助費を、公債費などを抑制することにより補ってきたことが分かる。

また、平成21年度における義務的経費の比率は、51.9%となっており、歳出全体の約半分を占めている。平成22年度以降も、この傾向は概ね継続されているが、平成30年度は市庁舎建設事業や平成30年7月豪雨災害の復旧工事に伴う投資的経費の増加もあり、義務的経費の割合は 46.4%と低下している。

■図-4 歳出の推移



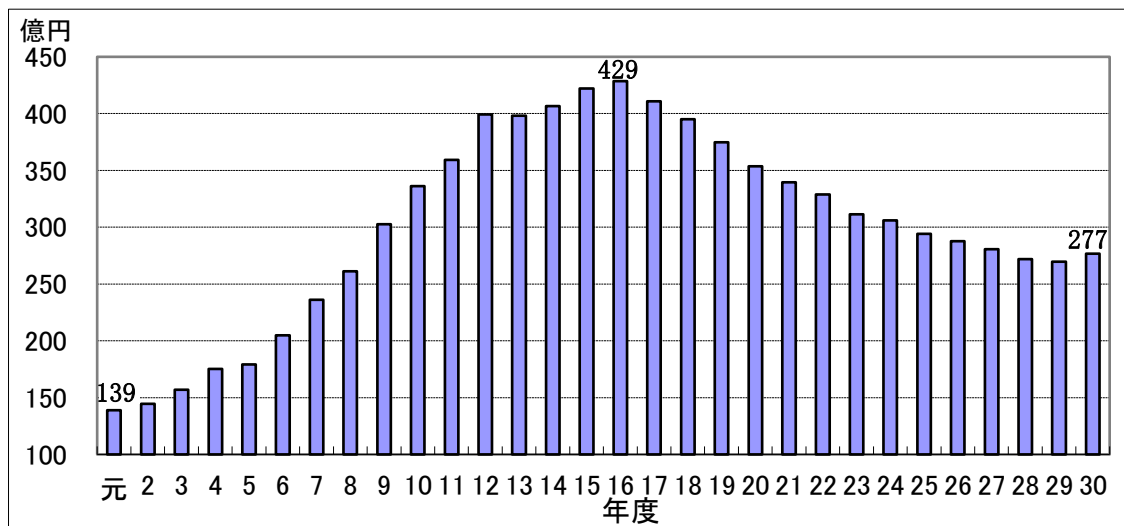
○用語解説

義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費が含まれる。
投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費などが含まれる。
その他経費	義務的経費、投資的経費以外の経費。維持補修費、積立金、投資・出資・貸付金及び繰出金、補助費などが含まれる。

③ 地方債の状況

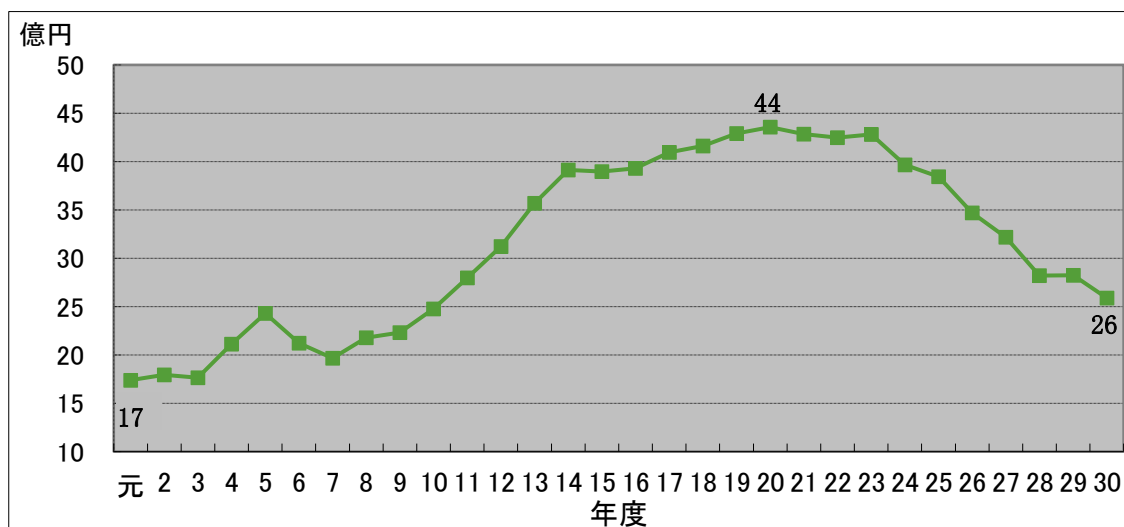
本市の地方債残高の推移は図-5のとおりである。平成元年度末に約 139 億円となっていた地方債残高は、徐々に増え始め、平成16年度末には約 429 億円となった。その後、財政の健全化に取り組んだ結果、平成30年度末においては約 277 億円となり、約 152 億円減少した。

■図-5 地方債残高の推移(普通会計)



公債費の推移は図-6のとおりである。平成元年度は約 17 億円であったが、地方債残高の増加に伴い、徐々に増え始め、平成20年度には約 44 億円となった。その後、地方債残高の減少に取り組んだ結果、平成30年度には約 26 億円となり、約 18 億円の減額ができた。

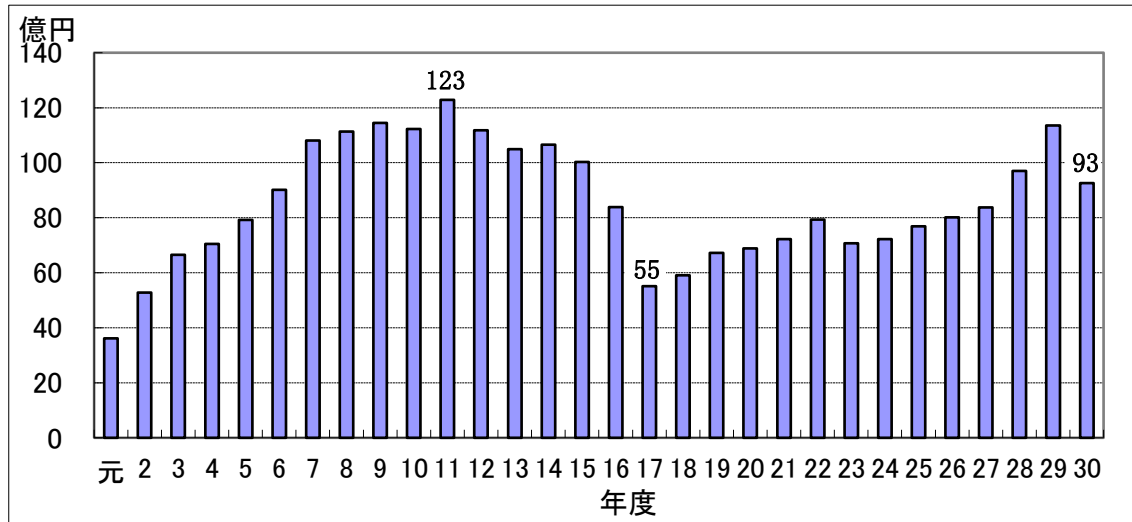
■図-6 公債費の推移(繰上償還額除く)



④ 基金の状況

本市の基金残高は、図-7のとおりである。平成11年度末に約123億円となっていた基金残高は、平成17年度末には約55億円まで減少した。その後、財政の健全化に取り組んだ結果、平成30年度末においては約93億円となり、約38億円増加した。

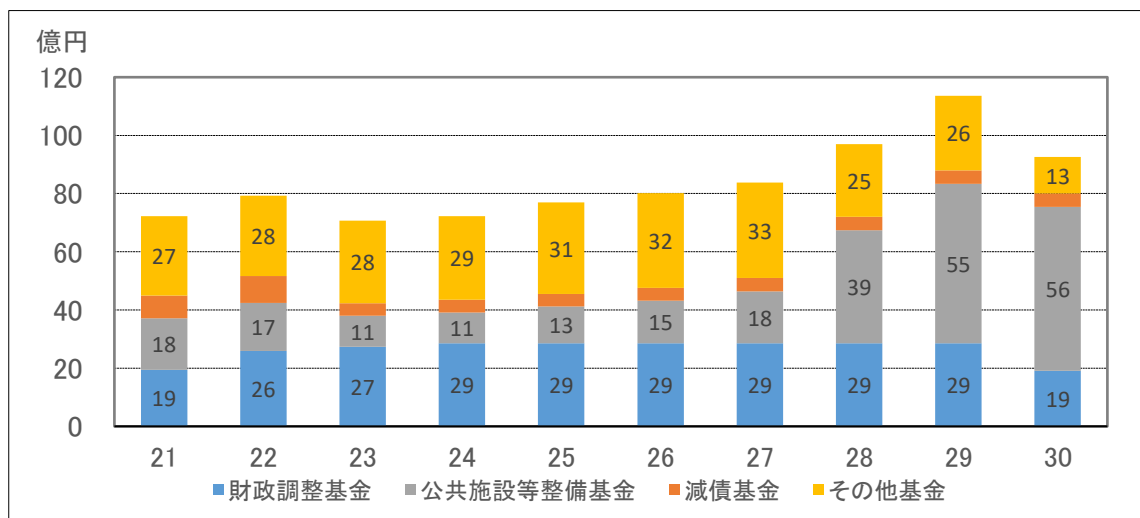
■図-7 基金残高の推移(普通会計)



基金別残高の推移は図-8のとおりである。公共施設等整備基金は10年間で約38億円増加している。これは、将来の公共施設等の改修・更新に備え積立を行ってきたためである。

また、財政調整基金及びその他基金が、平成29年度から平成30年度にかけて減少しているのは、平成30年7月豪雨災害の復旧工事や市庁舎建設事業に伴い、基金の取り崩しを行ったためである。

■図-8 基金別残高の推移



3. 財政推計

(1) 財政推計

第六次筑紫野市総合計画及び第三次筑紫野市財政計画において、一般会計の歳入、歳出総額はそれぞれ年度平均336億円前後で推移するものと見込む。（表-1参照）

■表－1 財政推計（一般会計）

（単位：百万円）

区分		計画期間 (令和2～5年度)	年度平均
歳入	歳入総額	134,420	33,605
	自主財源	市税	13,384
		その他	2,151
	依存財源	72,281	18,070
歳出	歳出総額	134,420	33,605
	義務的経費	77,235	19,309
	投資的経費	9,948	2,487
	その他経費	47,237	11,809

(2) 財政の見通し

令和2年度から令和5年度までの財政の見通し(一般会計)を表－2に示す。年度ごとの個別の要因については推計に反映させているが、基本的に、歳入歳出ともに過去5年間の決算額をベースにその伸び率の平均値を今後の増減率として推計を行った。

また、消費税率の引き上げによる影響や幼児教育・保育無償化、会計年度任用職員制度の導入など、すでに方針等が示されている国の施策を可能な限り考慮して推計した。

なお、扶助費については、今後の予測が非常に困難であることから、過去5年間の最大の伸びを示した場合、最小の伸びに留まった場合の歳出総額と、それに見合う財源を見込んだ歳入総額との差(形式収支＝歳入－歳出)の予測を図－9に示す。

歳入から歳出を引いた形式収支は、図－9に示すとおり最大、最小の伸び率の間で、推移するものと考えられる。

扶助費については、過去最大の伸びを適用すると約8.6%、最小の伸びを適用すると約2.8%となる。表－2 に示している財政見通しについては、平均の伸び率である約5.8%で推計している。

■表－2 財政の見通し(一般会計)

(歳入)		(単位:千円)				
区分	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計画期間内 合計
自主財源	市税	13,414,186	13,306,020	13,373,032	13,442,227	53,535,465
	分担金及び負担金、 使用料、手数料	928,529	941,500	954,789	968,405	3,793,223
	財産収入、諸収入、繰 入金等	1,346,894	1,248,633	1,102,855	1,111,801	4,810,183
依存財源	地方交付税	3,147,456	3,096,031	2,981,658	2,753,036	11,978,181
	国庫支出金	6,624,863	6,807,658	6,959,239	7,302,135	27,693,895
	県支出金	2,988,549	3,029,035	3,212,194	3,330,537	12,560,315
	地方消費税交付金、 地方譲与税等	2,656,304	2,937,085	2,967,242	3,249,783	11,810,414
	地方債	2,062,686	1,961,681	2,030,525	2,183,221	8,238,113
歳入合計		33,169,467	33,327,643	33,581,534	34,341,145	134,419,789

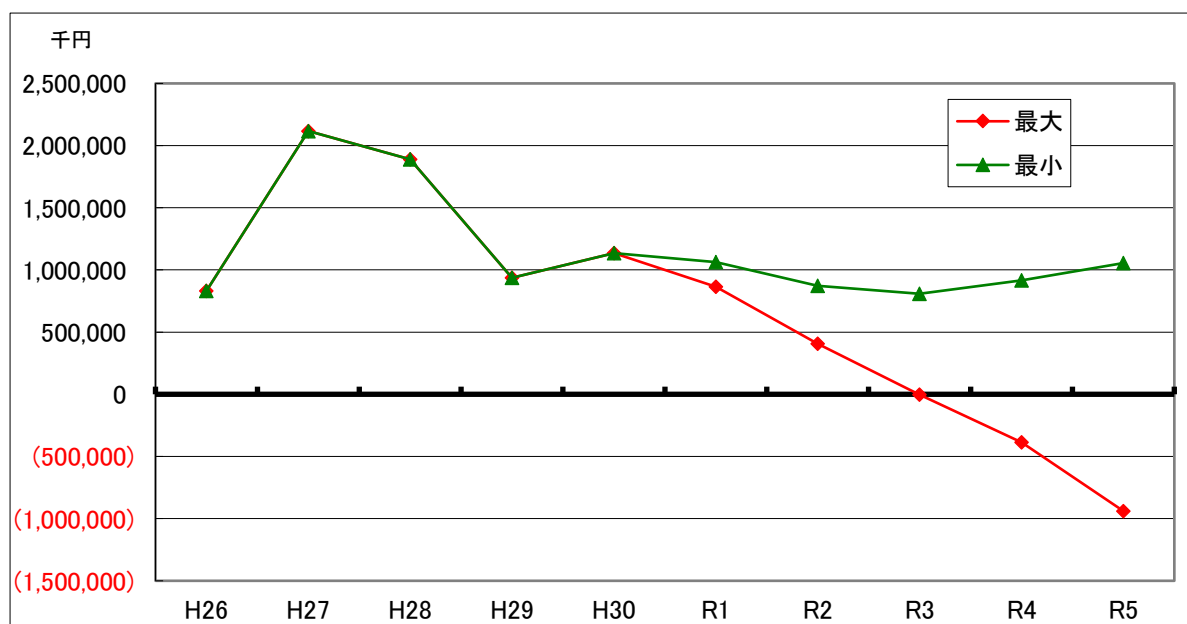
第三次 筑紫野市財政計画（令和2年度～令和5年度）

（歳出）

（単位：千円）

区分	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計画期間内 合計
義務的経費	人件費	4,767,056	4,796,511	4,817,801	4,847,733	19,229,101
	扶助費	11,158,128	11,680,365	12,241,362	12,844,753	47,924,608
	公債費(一時借入利子含む)	2,498,157	2,522,789	2,541,659	2,518,523	10,081,128
投資的経費(人件費除く)		2,818,688	2,476,855	2,323,645	2,329,225	9,948,413
その他経費	物件費	3,601,330	3,534,896	3,598,748	3,556,127	14,291,101
	維持補修費	135,560	139,343	143,367	147,647	565,917
	補助費等	3,772,031	3,682,487	3,450,636	3,599,460	14,504,614
	積立金	590,929	430,971	318,765	276,296	1,616,961
	投資及び出資金・貸付金	376,425	376,097	378,950	380,428	1,511,900
	繰出金	3,451,163	3,687,329	3,766,601	3,840,953	14,746,046
歳出合計		33,169,467	33,327,643	33,581,534	34,341,145	134,419,789

■図－9 形式収支の見込み



※扶助費が最大の伸びを示した場合、最小の伸びに留まった場合の形式収支(歳入と歳出の差)の見込み(過去5年間の実績による)

4. 財政計画

（1）基本方針

本市は、これまで「筑紫野市財政健全化計画」、「筑紫野市財政計画」、「第二次 筑紫野市財政計画」を策定し、財政の健全化に努めてきた。これにより、長年の懸案であった新庁舎建設を終えた後においても、健全財政を維持することができた。

今後、高齢化の進行による扶助費や繰出金の確実な増加に加え、会計年度任用職員制度の導入による人件費の増加、公共施設の改修・更新費用の増加も見込まれ、より一層厳しい財政運営となることが予測される。

その中であって、本市の将来都市像「自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさと ちくしの」を実現するために、更なる歳入の確保並びに歳出の見直しを推し進め、健全な財政基盤を維持する。

（2）計画期間

令和2年度から令和5年度の4年間とする。

（3）目標

健全な財政基盤を維持する上での目標を次のとおり定める。また、目標達成のための具体的な取り組みについては、（4）実施計画において定める。

- ① 一般会計において実質収支の黒字を継続するとともに、収支均衡を図る。
- ② 実質公債費比率は6.4%以内とする。
- ③ 計画終了時の地方債残高（普通会計）が276億円以下となるようにする。
- ④ 計画終了時の基金残高（普通会計）が93億円以上となるようにする。
- ⑤ 事務事業評価の充実を図り、行財政の効率化を図る。
- ⑥ RPA（システムによる業務の自動化）などの活用により、行財政の効率化を図る。

※大規模災害など不測の事態が発生した場合は、必要に応じて対応計画を別途策定することとする。

(4)実施計画

①歳入項目

(1)地方税

	項 目	内 容	担当課
1	市税等の確保	収納率向上対策を継続的に取り組み、法的手続きを強化することで、税負担の公平化を図る。	収納課 関係課等
		償却資産の適正課税を強化する。	税務課

(2)使用料・手数料

	項 目	内 容	担当課
1	使用料・手数料の見直し	受益者負担を原則とした、使用料・手数料の改定を行う。(減免規定の見直し含む。)	財政課 関係課等

(3)国県補助金

	項 目	内 容	担当課
1	補助金の確保	常に国県の動向を注視するとともに、各種事業の実施に当たっては、国県の補助金の確保に努める。	全課等

(4)財産収入

	項 目	内 容	担当課
1	市有財産の売却及び有効活用等	計画的な資産の売却を進め、当分の間(10年間)利用予定のない財産は賃貸借により利用を図る。	管財課 関係課等
		職員駐車場等の使用料見直しを引き続き検討する。(出先機関も含む。)	人事課 関係課等
		不要となった庁用器具等の公有財産を売却する。	管財課
2	基金運用益の確保	基金運用の拡充について検討する。	会計課

(5)寄附金

	項 目	内 容	担当課
1	ふるさと応援寄附金の拡充	寄附金の増加に向け、新たなポータルサイトの導入や寄附に対する謝礼品の内容拡充等を検討する。	企画政策課

(6)諸収入

	項 目	内 容	担当課
1	広告料の確保	封筒等の市発行物、公共施設のスペースを活用し、企業広告を掲載することを研究する。	関係課等
2	補助金等による事業の実施	民間や財団など他団体の補助金で実施できる事業がないか研究する。	企画政策課 全課等

②歳出項目

(1)人件費

	項 目	内 容	担当課
1	時間外勤務手当の縮減	超過勤務時間を平成30年度実績以内とする。（災害等臨時的業務は除く。）	人事課 全課等
		各課等の長に対する個別ヒアリング又は調査を行う。	人事課
2	会計年度任用職員の適正配置	雇用日数、雇用時期及び雇用時間など効率的な配置を検討し、会計年度任用職員制度の導入による人件費の増を必要最小限に抑える。 また導入後は必要性を毎年度、ゼロベースで予算編成時に検証する。	人事課 関係課等

(2)公債費

	項 目	内 容	担当課
1	公債費	減債基金等を財源として、2億円の繰上げ償還を行う。	財政課

(3)扶助費

	項 目	内 容	担当課
1	扶助費	後発医薬品（ジェネリック医薬品）やかかりつけ薬剤師・薬局の使用促進を図る。	関係課等

(4) 物件費

	項 目	内 容	担当課
1	物件費	計画期間内の物件費を平成30年度実績から1割減額した 35 億円/年以内とし、計画期間内の物件費総額を 140 億円以内とする。	全課等
2	旅費の削減	宿泊を伴わない出張日当の廃止と宿泊を伴う出張日当の見直しを検討する。	人事課
3	光熱水費、消耗品の削減	環境にやさしい行動計画を確実に実施する。 (電気・ガス・水道使用量の削減)	環境課 全課等
		電力の自由化に伴い、電気代が抑制できる方法を研究する。	管財課
4	委託料の削減	施設維持管理に伴う委託業務内容の項目、回数等を見直す。	管財課 関係課等
		現在3箇所ある放置自転車保管所の統合を検討する。	維持管理課
5	使用料及び賃借料の削減	市が賃借している物件について、賃借料の見直しや購入を検討する。	関係課等

(5) 維持補修費

	項 目	内 容	担当課
1	維持補修費	日常的な維持補修に努め、長期的な経費削減を図る。	関係課等

(6) 補助費等

	項 目	内 容	担当課
1	補助費	補助金の透明化を図るとともに、目的が達成できた補助事業及び補助額等の積極的な見直しを行う。	財政課 関係課等

(7) 繰出金

	項 目	内 容	担当課
1	繰出金	農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額に努める。	上下水道 料金総務課
		国民健康保険事業特別会計の繰出金(赤字補填分)の減額に努める。	国保年金課

(8) 投資的経費

	項 目	内 容	担当課
1	公共工事コストの削減	予算配当後も工事内容の検討を継続して行い、入札減等による残予算は原則不用額とする。	財政課 関係課等
2	公共施設の更新・改修コストの削減	公共施設等総合管理計画、各種個別施設計画に基づき、長期的な更新・改修費用の削減を図る	関係課等

③その他

	項 目	内 容	担当課
1	組織・機構改革の実施	市民ニーズの多様化に対応し、行政サービスの向上と総合計画の施策の円滑な推進を図るため、組織機構の見直しを実施する。	人事課
		債権管理の向上を図るため、債権管理一元化の方策を検討する。	収納課
2	土地開発公社の長期保有土地の検討	土地開発公社が長期保有する土地については、現状を調査の上、買戻し時期の総点検を行う。	財政課
3	民間活力の導入	公の施設と市の業務について、民間委託（指定管理者制度を含む）を検討する。	人事課 関係課等
4	積極的な企業誘致の取り組み	企業に対して、土地活用の誘導を行う。	都市計画課
5	人口増加の取り組み	転入者が増加するような魅力的なまちづくりを推進し、人口増加を目指す。	全課等
6	単独事業の見直し	政策的な事業を除き、市の単独事業の見直しを検討する。	全課等

※ここで定めている実施計画とは、財政計画の6つの目標を達成するために、実際に行動する手段の部分となります。各担当課は、計画期間中、財政計画の目標達成のため、各項目について取り組みを検討・推進していきます。

筑紫野市の財政運営について

2020 年 3 月

九州大学経済学府教授 村藤 功

1. はじめに：中央政府財政の懸念

日本の中央政府の財政は依然として苦しい。バブル崩壊後の不況に対して政府は金利を引き下げ、公共投資に加えて年金や医療などの全員加入型社会福祉サービスの提供をしてきた。国民経済計算統計によれば、日本の年金、雇用保険などの社会給付支払は 1986 年の 25 兆円から 2017 年には 68 兆円まで 31 年で 43 兆円増加した。医療保険、教育などの現物社会移転支払も 86 年の 26 兆円から 2017 年の 66 兆円まで 40 兆円増加した。1998 年から財政は赤字になり、赤字国債の発行が必要になった。1998-2014 年の累積赤字は 446 兆円に上る。赤字国債を必要としないプライマリーバランスの達成はまだ遠い。総務省は、地方自治体に対して、あとで交付税から返済することを約束して地方自治体に臨時財政対策債を発行させているがいつ約束が実現できるかは不明だ。財務省によれば、2018 年 3 月末時点で連結中央政府の債務超過は 492 兆円だが、時価の債務超過の実態はもっと大きいと考えられる。日銀の異次元の金融緩和で日銀の通貨に民間銀行の日銀当座預金を足したマネタリーベースは非常に拡大しているが、マイナス金利を導入しても、マネーストックは期待ほど増えていない。日銀がマネーストックを管理できているとは言えず、いったんインフレになれば日銀が目標としている 2%で止まる保証はない。また、日銀が過剰なインフレを回避するため過剰に保有している国債を売れば金利が上がって、政府の財政が危機に陥りかねない。地方自治体はこれまでのように中央政府をたよりに行政を進めていくのではなく、できる限り自立して住民のための行政を行う必要がある。

2. 筑紫野市の第六次総合計画

平成 23 年 5 月の「地方自治法の一部を改正する法律」により、自治体の総合計画の策定は法的な義務でなくなり、自治体の判断に委ねられることになった。筑紫野市は、筑紫野市市民自治基本条例により、総合計画の策定を継続することにした。第五次総合計画は、市長の市政方針と一体的に推進し、社会情勢への変化に的確に対応するため、平成 28 年度から令和元年度までの 4 年間にすることにし、この結果、平成 28 年度から令和元年度までの第二次財政計画と期間が一致することになった。第六次総合計画は、これを引きついで、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年計画で第三次財政計画と期間が一致する。

第六次総合計画においては、『自然』と『街』とが共生するまちづくりというこれまでの基本理念が維持され、5 つの政策、28 の施策、122 の基本事業が策定された。5 つの政策とは、「行財政改革」、

「産業・雇用をつくる」、「生活をまもる」、「共助社会づくり」、「未来をつくる」で、これも第五次総合計画の政策を引き継いでいる。

総合計画の政策、施策、基本事業の実現を担保するため、第四次総合計画から、施策や基本事業についてはできるだけ住民のためのアウトカム基準の考え方を反映した成果指標が設けられた。しかし、施策や基本事業の実現責任が組織のどこにあるのか必ずしも明確でなかったため、第五次総合計画から、事業や成果指標を市の組織に割り振ることになった。第六次総合計画でもこれを踏襲することになる。すなわち、28 の施策と成果指標の実施責任が部長に割り振られ、122 の基本事業と成果指標の実施責任が、課長に割り振られることになる。このような行政評価の成果指標が組織に割り振られて、責任を持った進捗管理が行われるようになったことは地方自治体として全国でも先進的な取り組みであり、筑紫野市がこれを人事評価にも利用する試みを始めたことは大きく評価すべきものと思われる。

市長、部長、課長をはじめとする筑紫野市の経営者は、今後も定期的に政策、施策、基本事業等の進捗を管理し、行政評価の成果指標を市の組織の業績評価基準として利用することで総合計画の実現を図ることになる。現在始まった総合計画の進捗管理による組織評価制度と人事評価制度が公平に運用されることになれば、総合計画の責任ある実施がさらに担当・個人レベルで実現されることになると期待される。

3. 筑紫野市の目標財政指標

第五次総合計画にあった重点施策としての新市庁舎の建設は無事に行われ、移転も完了した。地域コミュニティづくりもまだ今後の改善と発展が期待されるものの 7 つのコミュニティが設立されて市とコミュニティの協働がはじまった。

ただ、減少傾向であった公債費は今後横ばいになるし、会計年度任用職員制度の導入で期末手当や退職手当組合負担金などの人件費が増加することが見込まれている。少子高齢化社会で全員加入の社会福祉制度を持つ日本全体が社会福祉費用の増大に頭を悩ませている中で、一人筑紫野市だけが扶助費の増大を免れるわけにはいかない。社会福祉費、児童福祉費、生活保護費の増加に加えて、令和元年の消費税値上げに伴う幼保無償化は、国からもらえるお金だけで解決できる問題でなく、入所定員の増加、保育士の確保などに筑紫野市も費用負担を迫られることは間違いない。

財政が引き続き苦しいことは間違いないが、筑紫野市の財政を必要以上に悪化させないことが望ましい。筑紫野市の実質公債費比率は現状では福岡県内の政令市をのぞく26市の平均および類似団体平均と比較するとほぼ同じ水準になっている。しかし、財政指標はイエローカードである早期健全化基準よりよければよいというものではない。同様の自治体と比べてより良い状況にすることが必要で、総合計画を達成するための事務事業の予算策定に当たっては財政指標があまり悪化しないように注意する必要がある。上記のように日本の中央政府の財務はとても心配な状況で、地

方自治体の筑紫野市としては、中央で何が起きても住民のために持続可能な財政を維持しなければならない。

4. ネットの政府

第五次総合計画から筑紫野市では、施策の実現責任を部長、基本事業の実現責任を課長に割り振ることによって、総合計画の体系を筑紫野市組織と連動するものにした。これによって総合計画の実施を組織全体で責任をもって取り組むものになったことは第六次総合計画でも踏襲されるはずである。しかし、基本事業を実現するための事務事業の実施計画は1年ごとにローリングで策定され、事務事業予算も一年ごとにつけるものである。事務事業の予算化にあたっては、必要な事業を全部自分でやらない「ネットの政府」の考え方が重要である。

地方自治体が、中央政府にできるだけたよらずに住民のための地方行政を行うためには、最低限の資金で最大限の行政サービスを提供し、自らの財政を地方債に頼り過ぎないようにする必要がある。財務経営は PDCA(Plan, Do, Check, Action)といわれるが、できるだけ地方政府の役割を Plan と Check のみにし、「自助」「共助」「公助」社会の構築のため Do や Action を民間企業、住民コミュニティや NPO などの手に委ねることが望ましい。筑紫野市にはせっかく 7 つのコミュニティができたのであるから、できるだけ住民のコミュニティに主体的にやっていただいて、市はこの支援に徹することが望ましい。コミュニティを強化し、住民が身の回りの行政を自分で主体的に行うことが期待される。市は資金的な支援だけでなく、コミュニティとの情報の共有も大事である。民間企業や NPO との協働も同様の考え方が有効である。地方の公共投資や、公営事業に使う地方自治体費用を最小限にするためには、PDCA 全部を政府がやるのではなく、政府の役割を住民のための幸福の企画(P)と進捗管理(C)に絞ることである。これを「グロスの政府」でなく Do や Action を引いた「ネットの政府」と呼ぶ。このためには、必要な公共投資を民間企業にやってもらったり、必要な公営事業を民間企業や住民コミュニティが取り組めるようにする知恵と工夫が健全な財政を維持するために必要になる。

日本全国で人口減少や少子高齢化が進み、社会福祉費用が増大する中で個別の自治体が社会福祉費用を抑えることは簡単ではない。しかし、総合計画で決めた施策や基本事業の目標を達成するのに、それぞれの責任組織が「ネットの政府」の立場に立って事務事業を企画・実行して、筑紫野市財政を健全に維持することを期待したい。

第三次 筑紫野市財政計画

発行年月:令和 2(2020)年3月

発 行:筑紫野市 総務部 財政課

〒818-8686 福岡県筑紫野市石崎一丁目 1 番 1 号

TEL:092-923-1111 FAX:092-923-1208